

## 告 示

### 埼玉県告示第七百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会

三 代表者の氏名

柴崎 光生

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘三百五十八番地一鶴ヶ島第二小学校南校舎一階

五 定款に記載された目的

この法人は、鶴ヶ島第二小学校区（鶴ヶ島市立小・中学校通学区域に関する規則に規定する鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校の通学区域をいう。）及びその近隣地域の住民（以下単に「住民」という。）に対し、地域に係る防災、地域における福祉、子育て及び子どもの健全育成、環境の保全並びにまちづくりに関する事業等（以下「取組事業」という。）を行うとともに、住民が互いに協力して取組事業を行う気運の醸成及び機会の提供を行うことにより、住民が相互に支え合う、誰もが安全で安心して暮らせる新たな地域社会を創造することを目的とする。